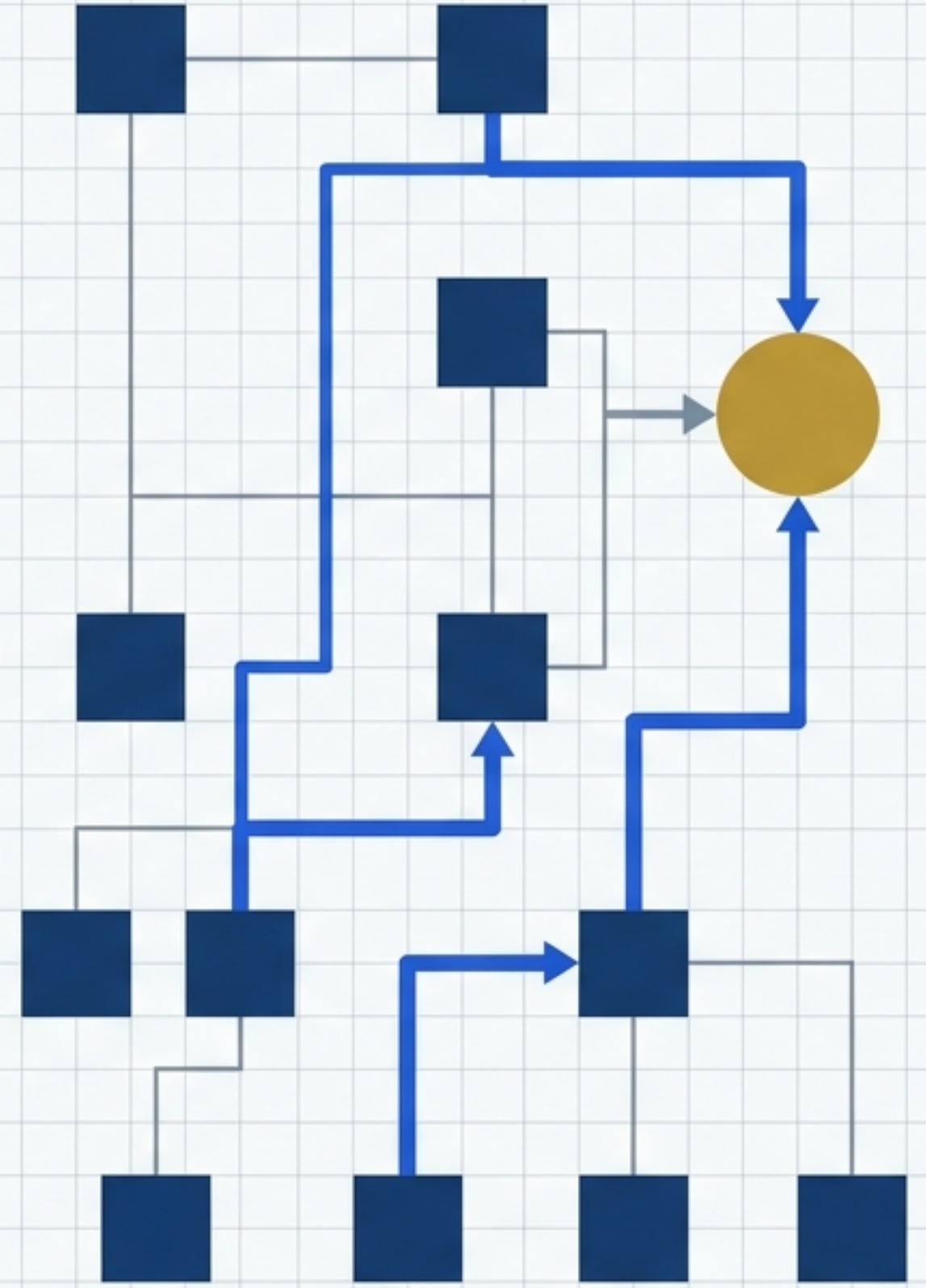
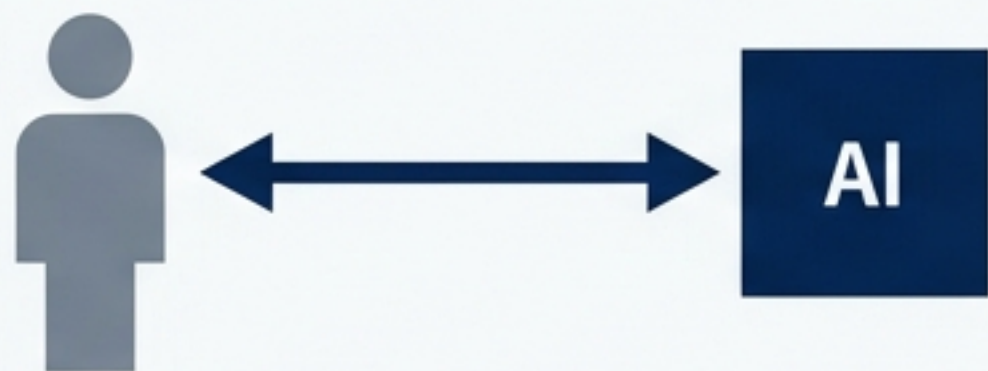


「AIをツールから組織へ」 企業知財業務における自律型 マルチエージェントの 設計とガバナンス

NEC「17人の無人部署」が示唆する、
知財プロセスの構造的変革と実装ロードマップ

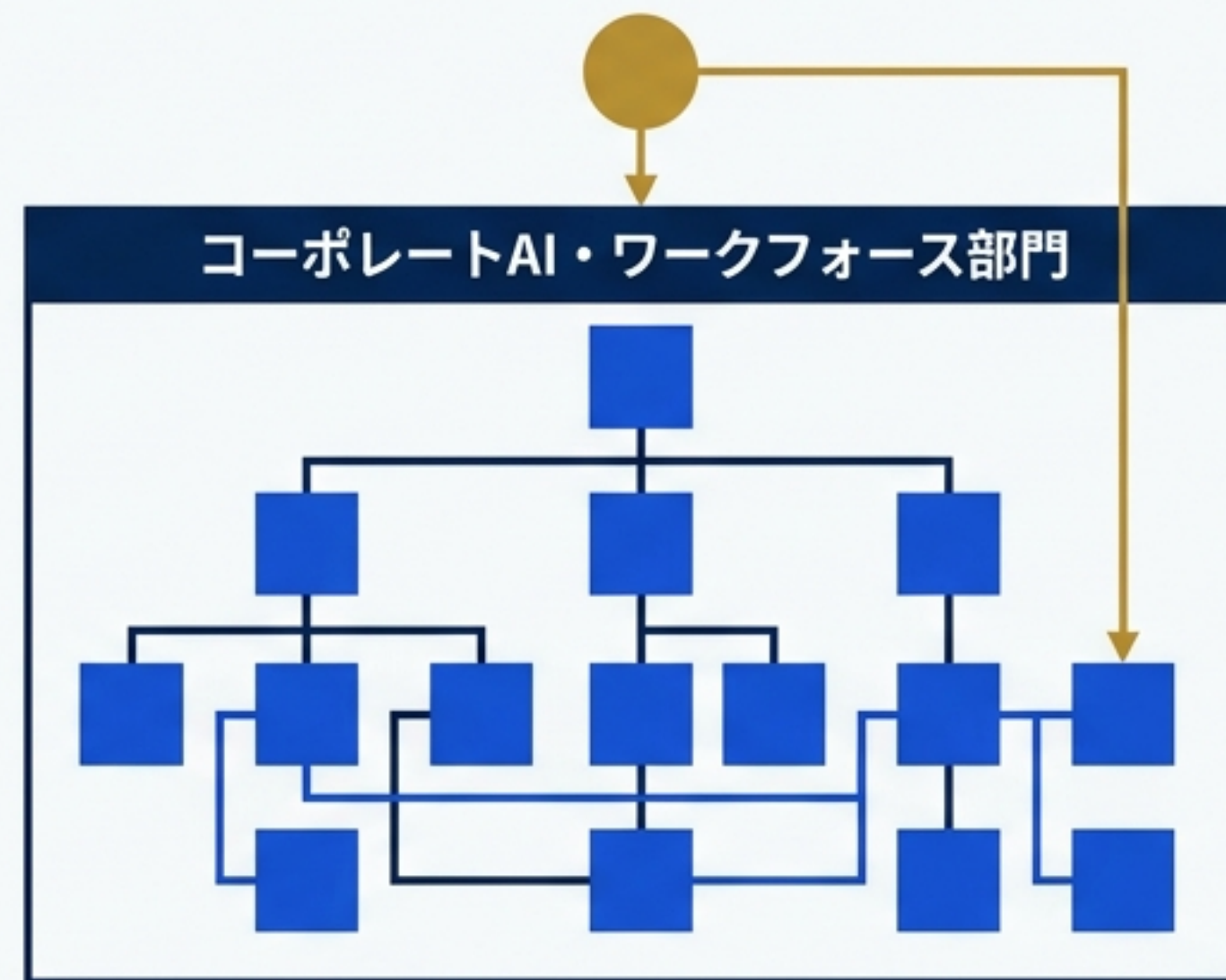


パラダイムシフト：ツールとしての利用から 「無人組織」の構築へ



従来の「ツール」としての生成AI

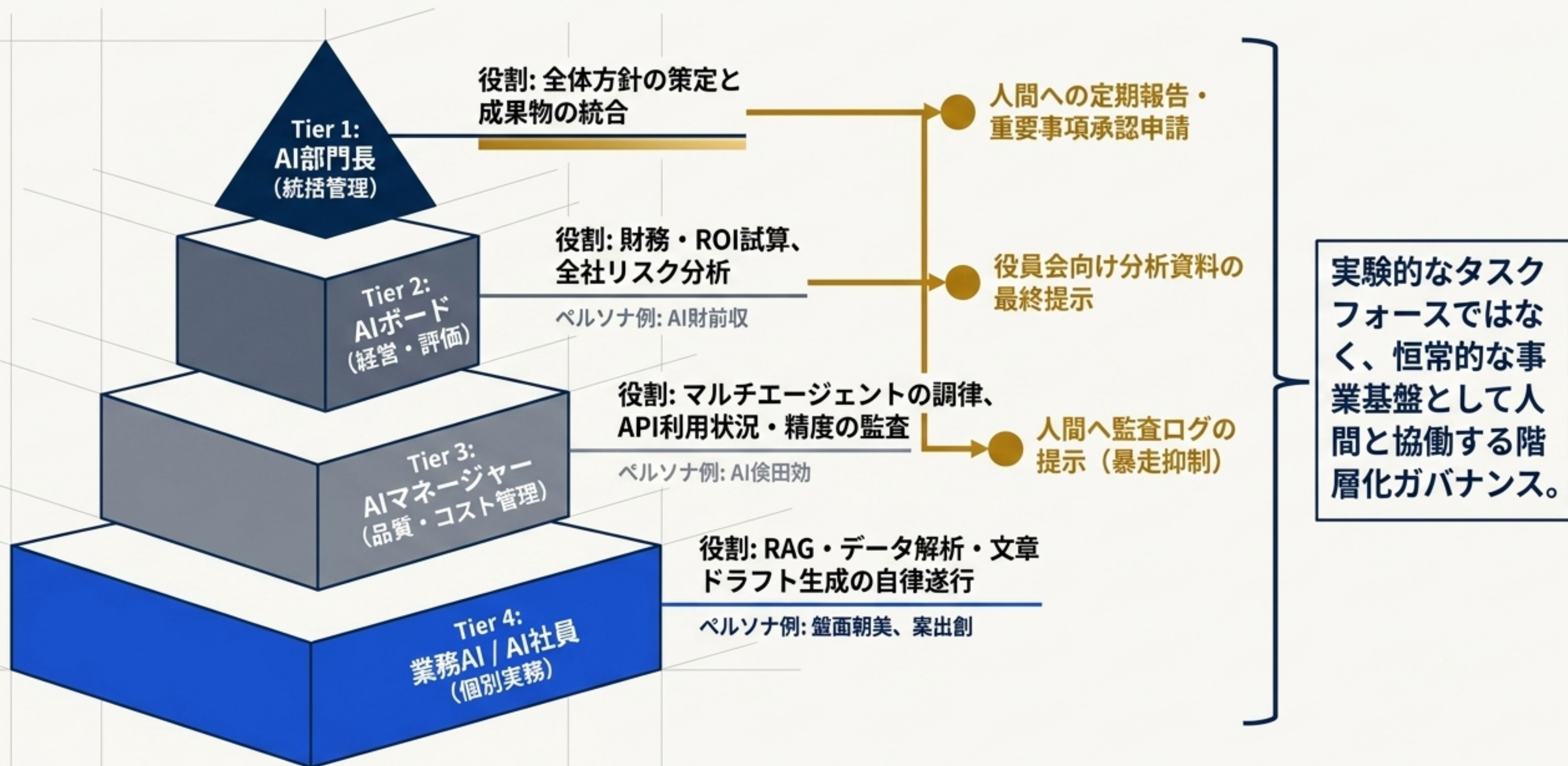
個人作業の効率化や定型業務の補助。人間がプロンプトを入力し、AIが応答する1対1の対話型利用。



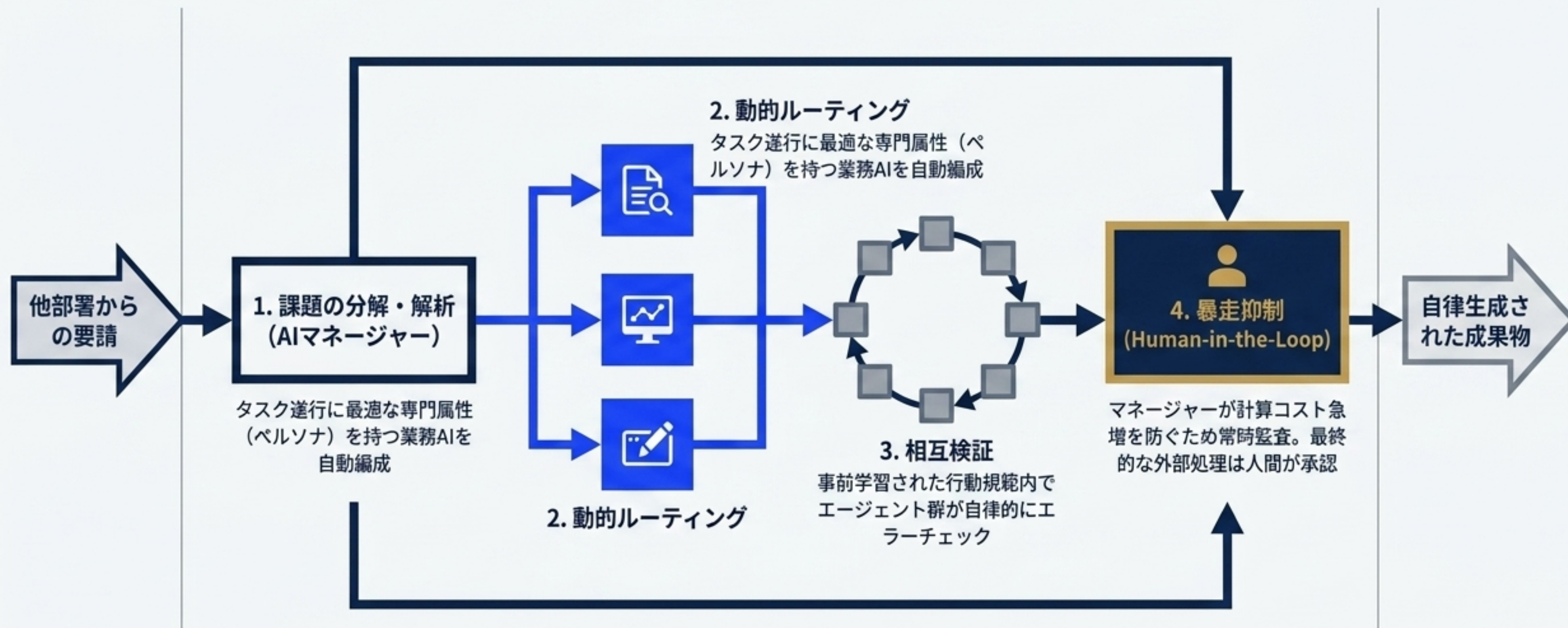
新たな「自律型組織」としてのAI

- NECのユースケース（2026年8月発足）：人間が不在で17人のAI エージェントのみで運用される正式部署。
- 構造的本質：AIに役職・組織階層・ペルソナを付与。全社的な業務自動化を主導する恒常的な事業運用基盤。

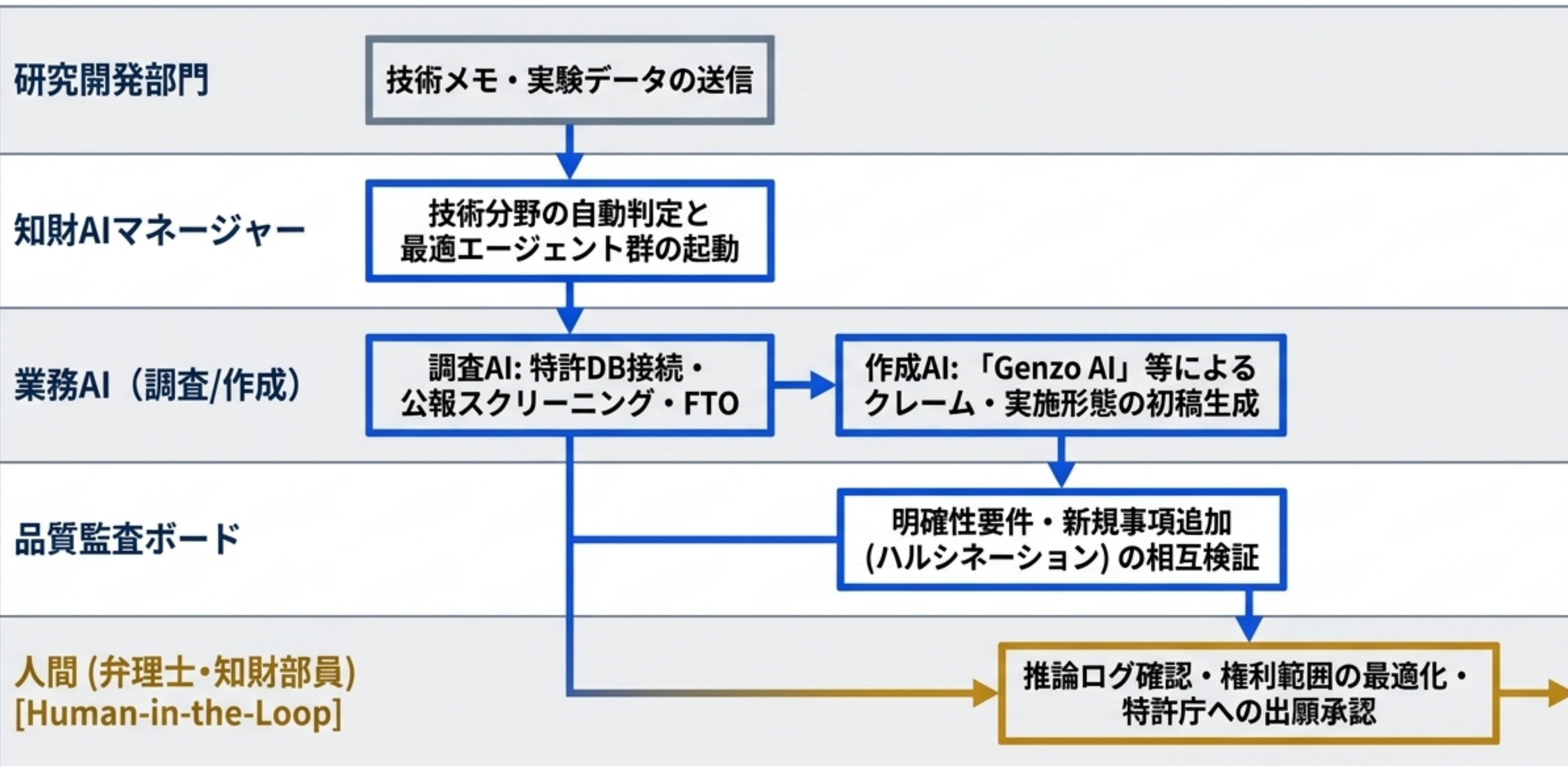
自律型AI組織の解剖学：4階層のガバナンスモデル



「社内受託・自律生成」のメカニズム



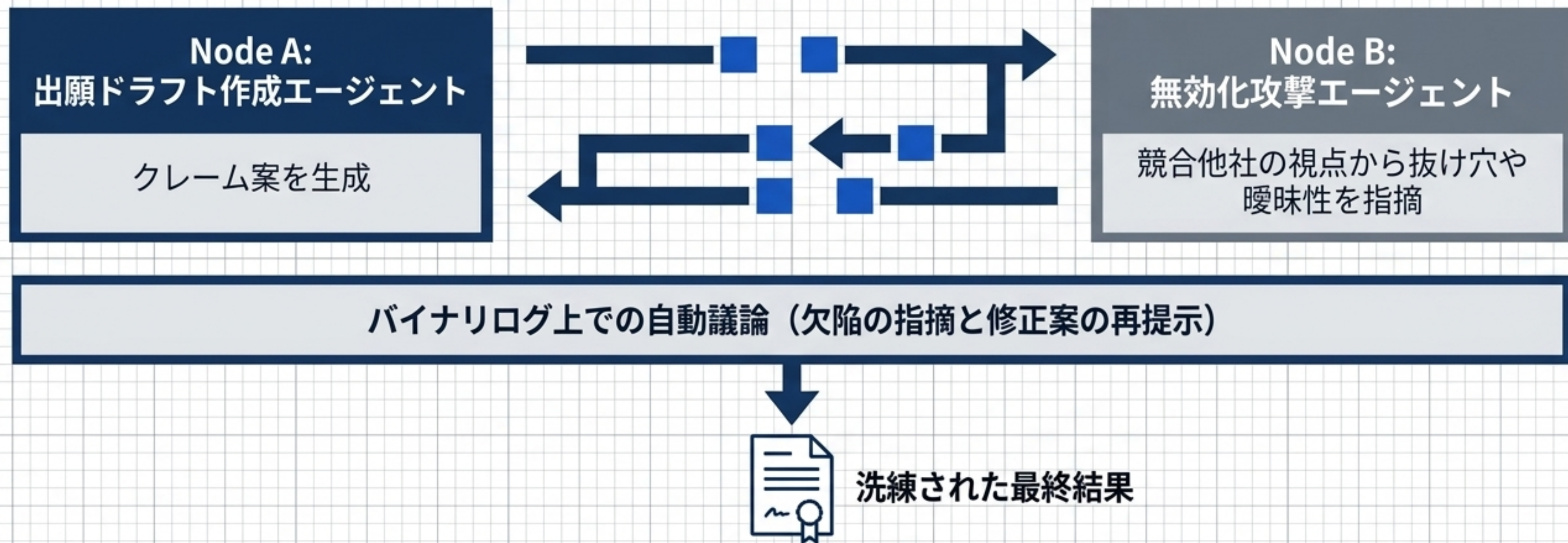
知財マルチエージェント・ハイブリッド運用体制



比較マトリクス：従来の人材モデル vs. AIマルチエージェント共生モデル

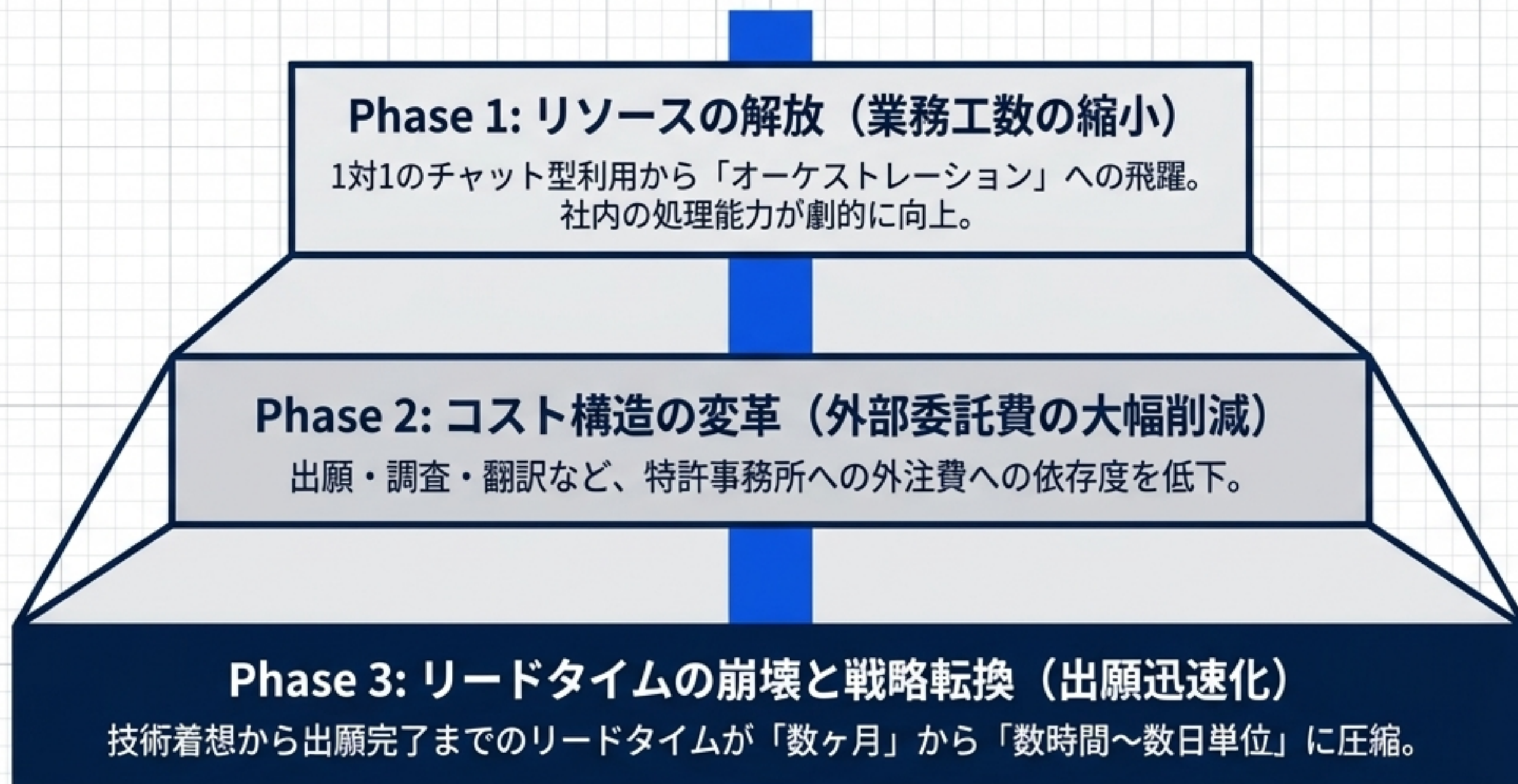
業務領域	従来の人材モデル	AI共生モデルと構造変化
先行技術調査・FTO	調査員が手作業で検索式を構築し公報査読	→ 調査AIが自動検索・要約・関連度スコアリングを実行。調査工数を約86%削減（22時間から3時間へ）。人間は最重要公報に集中。
特許明細書作成	弁理士・技術者がゼロからタイピング・構成検討	作成AIが下書きを生成し、監査AIが法的整合性を検証。ドラフト作成工数を大幅削減。権利範囲の戦略的検討へシフト。
拒絶理由対応	審査官の指摘を分析し補正案を作成	解析AIが引用文献との相違点を抽出、反論論理を構築。中間処理の対応時間を半減し、反論ロジックの精度向上。
IPランドスケープ	手作業で競合データ・特許マップを分析	分析AIが市場・技術トレンドを抽出しレポート化。経営陣へリアルタイムな知財インテリジェンスを提供。

「デビルズ・アドボケート（悪魔の代弁者）」 プロトコルによる品質担保



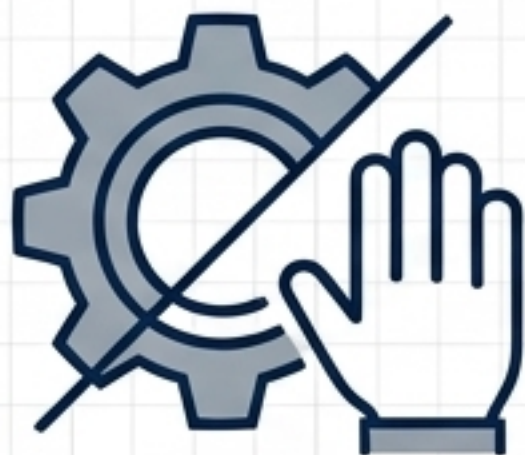
専門化された複数のAIが相互に批判的検証を自動実行。人間はこの「議論ログ」と「最終結果」を監督・選択するのみとなり、思考の初動スピードが劇的に加速する。

企業知財業務における構造的インパクトと深層的波及効果



他社に先駆けて先願権を確保する『早期権利化戦略』が全社レベルで常態化する

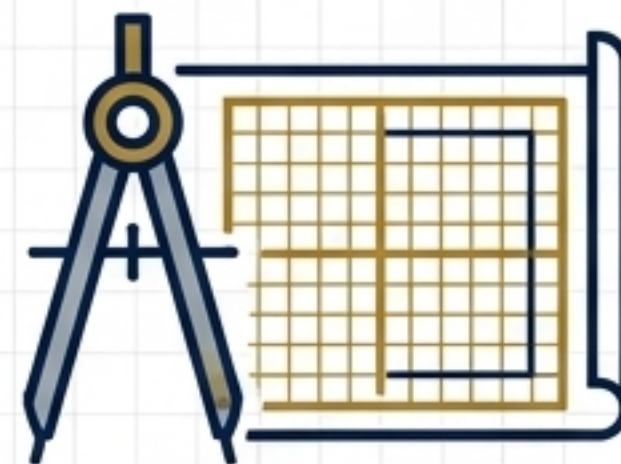
役割の再定義：作業員から「AIガバナンス&知的財産アーキテクト」へ



消失する役割 (Manual Operator)

- 定型的な文献調査
- 明細書の初期チェック
- 手続き書類の単純発行
(労働集約型実務からの脱却)

シフト



新たに求められる役割 (IP Architect)

1. **法的責任の受託**: AIの出力に対する最終的な意思決定と責任。
2. **AIガバナンス監視**: 適切なプロンプト体系
・制約を与え、AI同士の議論を導く。
3. **ポートフォリオ設計**: 経営戦略に直結する
高度な知財戦略の構築。

業務の主語は「AIを自ら操作するプレイヤー」から
「自律的AI組織を率いる監督者 (ゲームマスター)」へと完全に変容する。

法的ガバナンスⅠ：弁理士法第75条（非弁行為制限）との整合性

潜在的リスク (AI単独稼働)

外部SaaS事業者が「特許明細書の完全自動化・代行」を有償で提供する場合、非弁行為（弁理士法75条/弁護士法72条）のリスクが生じる。

BLOCKED

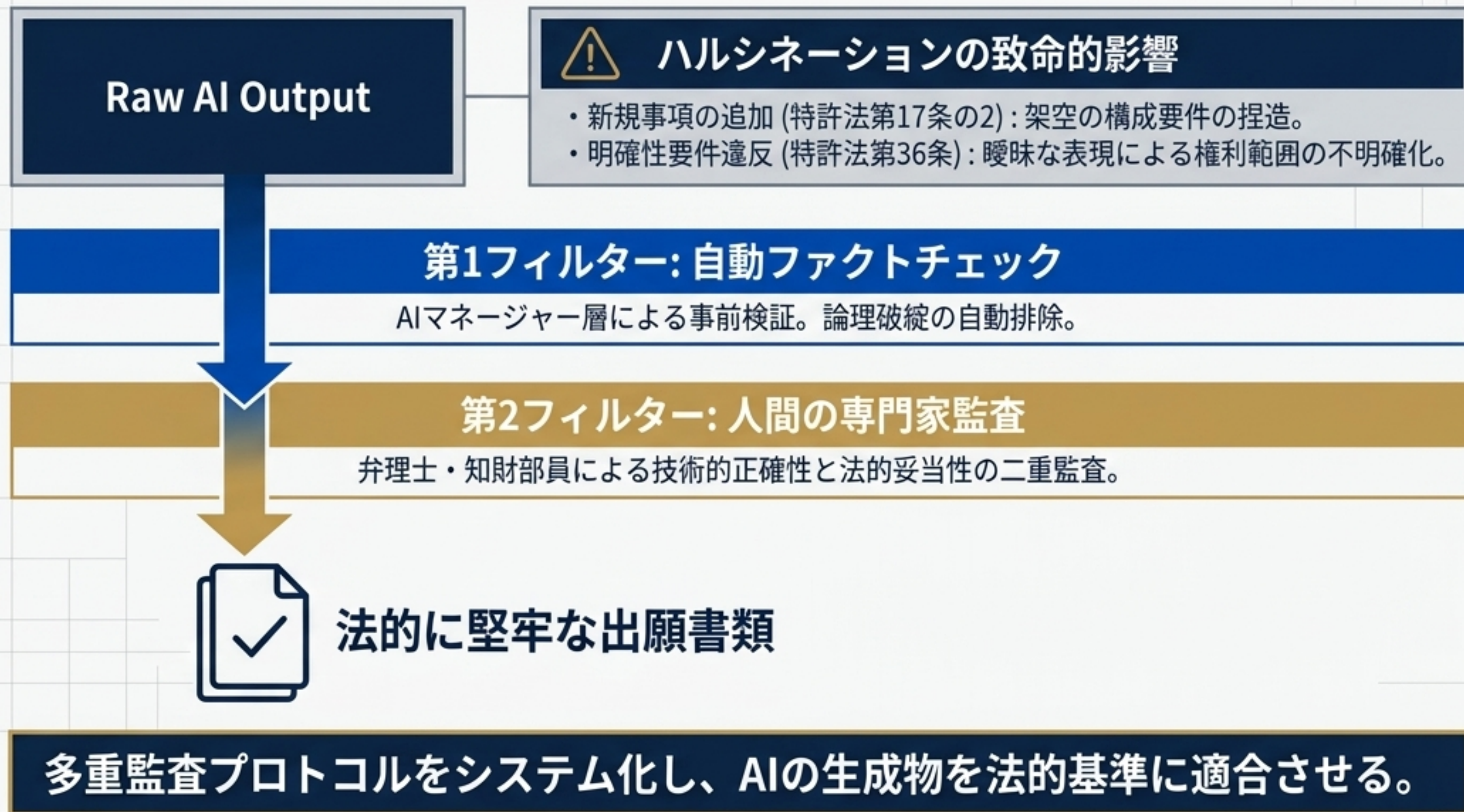
適法ルート (Human-in-the-Loop)

自社内AI活用は適法。AIエージェントが作成したドラフトは必ず弁理士または社内の有資格者が精査・修正を行い、最終的な書類作成責任を人間が負う。

必須のガバナンス設計：『Human-in-the-Loop』を社内規定およびシステム上に明示的に組み込むこと。

最終成果物（適法）

法的ガバナンス II：特許法における拒絶・無効リスクの回避



法的ガバナンス III：機密保持と自然人主義（発明者性）の担保

秘密保持・新規性喪失リスク



未公開情報を汎用AIに入力した場合、学習データとして漏洩し「発明の新規性」を喪失するリスク。

【対策】

- ・ オプトアウト設定の徹底
- ・ 国内セキュアAWS等の閉域環境運用
- ・ 専用ローカルLLM（NEC「cotomi」等）による厳密なアクセス制御

自然人主義と創作プロセスの監査

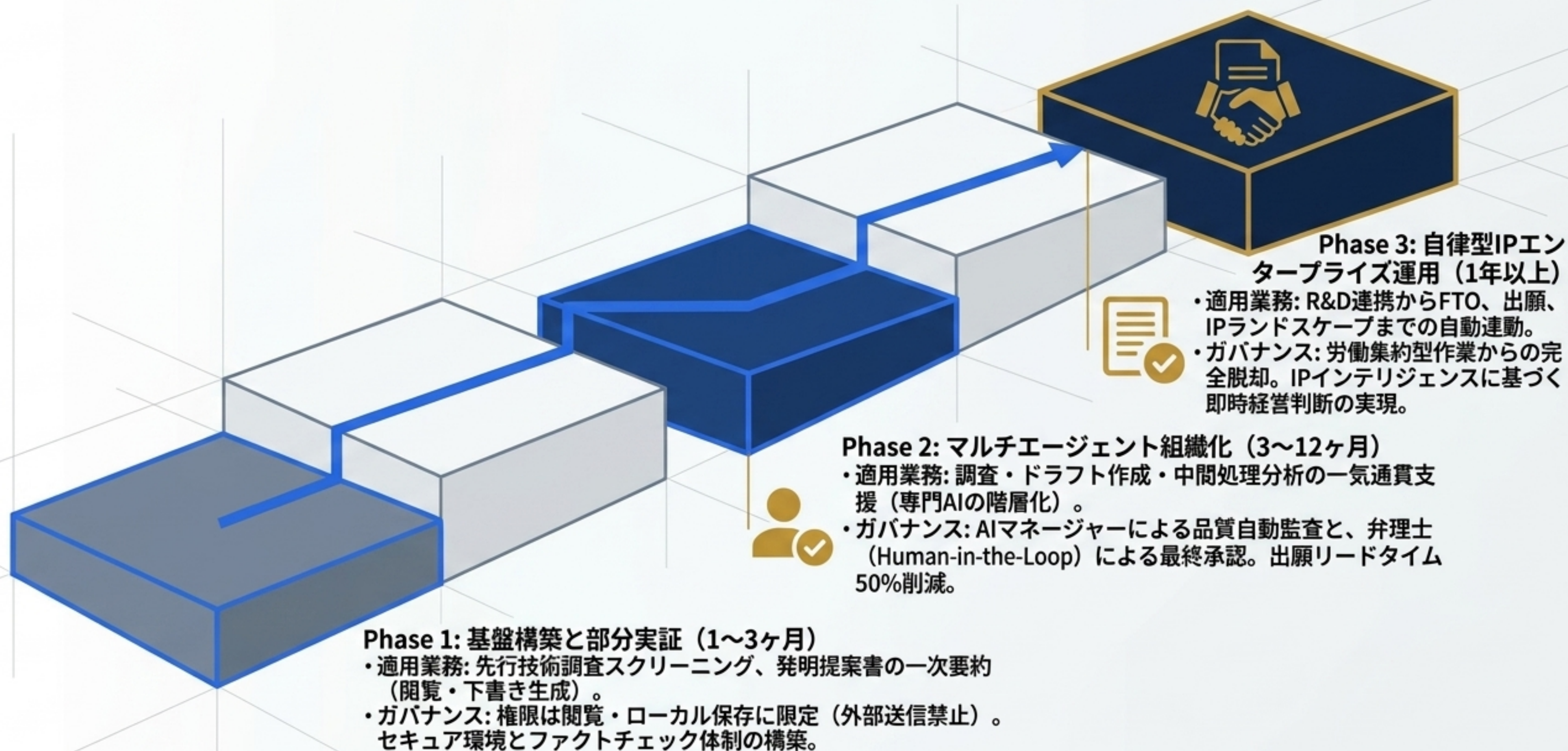


日本の特許法では「発明者は自然人（人間）に限られる」。AI自体を発明者とはできない。

【対策】

- ・ 人間（研究者・知財部員）が「創作的寄与」を行った証明が必要。
- ・ AIとの対話ログおよび人間の承認履歴を電子署名付きで保存・監査する体制の整備。

実装へのロードマップ：3段階の導入フェーズ



結論：次世代の競争優位性は「組織的AI管理能力」へ

今後、企業知財部門の優位性を決定づけるのは、
所有する特許の「件数」そのものだけではない。

自律稼働するAIエージェント群を、
いかに厳格な法的ガバナンスの下でオーケストレーションし、
質の高い権利保護と戦略的インテリジェンスへ高速変換できるか。

**「組織的AI管理能力（Organizational AI
Management Capability）」こそが、
究極の競争障壁となる。**